令和5年度第4回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

日時: 令和6年2月14日(水)9:30~11:00

場所:オンライン開催

発言者	発言要旨
事務局(篠原	私は本日の司会を務めます、地域包括ケア課地域包括ケア担
主査)	当主査の篠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
	本日は、加藤英明委員、石山英雄委員が欠席です。
	次に、本日の会議に出席している職員を紹介させていただきます。
	はじめに、福祉部地域包括ケア課 課長の宮下でございます。
	同じく地域包括ケア課 主幹の小南でございます。
	同じく地域包括ケア課 主幹の山崎でございます。
	教育局人権教育課 課長の平野でございます。
	福祉部障害者支援課 主幹の楡井でございます。
	多様な働き方推進課 副課長の木村でございます。
	同じく多様な働き方推進課 主幹の染谷でございます。
	福祉部少子政策課 主幹の下田でございます。
	福祉部こども安全課 主幹の金子でございます。
	教育局生徒指導課 主幹の三橋でございます。
	事務局職員の紹介は以上でございます。
	次に「2 議事」に移らせていただきます。
	以後の議事進行については、石山委員長にお願いしたいと存します。
	しょり。 石山委員長、よろしくお願いいたします。
	THE SECTION OF THE SE
石山委員長	皆様おはようございます。
	本日もどうぞよろしくお願いいたします。
	それでは早速ですけれども、議事に入って参りたいと思いま す。
	^。 │「2 議事」の一つ目として、「第2期埼玉県ケアラー支援計 │
	画 (案)」につきまして事務局からご説明お願いします。

事務局(小南主幹)

(第2期埼玉県ケアラー支援計画(案)について説明)

石山委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは限られた時間でございますので、ご意見等につきま しては明瞭かつ簡潔にいただければと存じます。

また本日は第 2 期の計画案を固める重要な会議という位置付けになっております。

ご参加をいただいております全ての委員の皆様からご発言を 頂戴したいと思っております。

それではご意見等ございます方、挙手をお願いできればと思 います。

堀越委員お願いいたします。

堀越委員

最初にお伝えしますが、本日 15 分ぐらい早く退席させていただき失礼します。

この計画について、3点お聞きしたいことがあります。1点目は、とても気になったのが、40ページのアンケート結果です。相談件数を把握していない理由として、どこからがケアラーの相談か線引きができないためという答えがありまして、これは条例ができた後の研修がうまくいってないのかなという気もしたんですけれども。

条例の中には、ケアラーの定義があります。そこにはケアの程度のことは言っていません。でも、ここの線引きということで、程度の問題がまず念頭に上ってしまうということは、ケアラーやヤングケアラー支援についての、本質的なことがまだ理解されていないのではないかと思いました。この点について、2期の取組の中で何か、特にこういう取組をしようということがあったら教えてください。

2点目は、65ページです。多様なケアラーへの支援ということが書いてあって、これはものすごく大事です。できれば、例えばケアラー月間のときに本当に多様なケアラーがいらっしゃるので、そういう方をお呼びして、ケアラーというのは多様なんだということをみんなで共有できたらいいかなと思います。

それに関連して、意見、提案の中の6ページの17番18番は、多様なケアについての意見が出ています。それの対応が、「E」の「その他」となっているのですが、第2期計画の中に、多様なケアラーへの支援ということが書いてあるにも関わらず、どうしてそこが「E」になってしまうのかということについて教えてください。「B」とか「C」ではないかと思います。

最後にもう1点ですが、計画の79ページです。ここに基本目標5ケアラーを支える人材の育成というのがありまして、これは継続して取り組むとても大事なものだと思っています。ただ、有識者会議の中で、私も申し上げましたし、あと渋谷委員やそれから社協の委員さんもおっしゃいましたけれど、リーダーを作ってそのリーダーの人たちが、次の人材育成に取り組めるようにした方がいいのではないかと、積み上がるのではないかという意見がありましたが、それについては触れられていないのはなぜかという3点です。

1点目の線引きの問題について、1つ付け加えますと、ヤングケアラーについては、ヤングケアラー支援スタートブックができていて、スクールソーシャルワーカーからヤングケアラーの定義、説明についてすごくわかりやすいということも聞いたことがあります。私はケアラー支援のスタートガイドブックも作った方が、線引き問題等に対応ができると思いますので、ぜひお考えいただければと思います。以上です。

石山委員長

堀越委員ありがとうございました。

3点いただきました。

1 点目は計画の 40 ページ、相談の内容、線引きができないということに関しての対応。

それから 2 点目が、計画の 65 ページ、多様なケアラーへの支援ということで、県民コメントの対応について 17 番 18 番含めた形でいただいております。

それから、3 点目 79 ページ、基本目標 5 について、対応力向上について、前回ご提案いただいているんですけれども、これらに関してどうであるかというこの 3 点についていただきました。

事務局、いかがでしょうか。

事務局(宮下課長)

はい。ご意見ありがとうございます。

ご質問についてお答えをいたします。

まず 1 点目の線引きはというような表現、認識が誤っているのではないかということかと思います。確かに、こちらの表記の中でどこからがケアラーの相談か線引きができないから把握がうまくできないというような回答が非常に多いということがございます。

この裏返しとして、やはりケアラー、ヤングケアラーともに問題が非常に複雑化していると、1つの問題ではないということで、判断しかねているというようなことがあるのかなと思います。ただ、相談する側からするとそういうことではなくて、全てのものについて受けとめて、何らかの支援をしていくということが必要だと思いますので、堀越委員から、研修がまだまだかなというようなお話をいただきましたけれども、引き続きそのような視点も踏まえた上で、研修を充実させていく、強化していくというようなことで取り組んでいきたいと思っております。

2 点目のご意見では、「E」という評価がおかしいと。項目で言いますと、17、18、19 だと思います。

こちらにつきましては、「E」という評価で対応区分をさせていただいておりますけれども、いただいたご意見については、事業を実施する上で、十分参考とさせていただくような形で、取り組んでいきたいと思います。「E」か「C」かということで、非常に評価をする際に、迷う部分であるんですけれども、ご意見という形でしっかり受けとめさせていただいて、事業の実施にあたって反映させていただければと思います。

最後の人材の育成の部分につきまして、前回、委員の皆様から、今後は地域で活躍するケアラー支援についてリーダーとなるような人材を育てていくというような必要性についてお話をいただいたところかと思います。確かに地域におけるリーダー的な存在は今後は必要になってくるかと思います。今はその事前段階ということで、まずはケアラーについての認識を深めていただいて、実際に相談に当たっている方々が適切に対応できるような形でのスキルアップをしていただくような研修をしているところでございます。状況を踏まえた上で、段階的にシフトしていくというようなことも考えられる

かと思いますので、そういう形で対応できればと考えており ます。

以上になります。

石山委員長

ありがとうございました。

堀越委員いかがでしょうか。

堀越委員

1 点目については、私たちに研修の依頼が結構来るのですが、ケアマネさんとか、PSW の人とか MSW の人とか、現場の方からの依頼が大分増えており、ツールが必要だと思っています。ケアラーやヤングケアラーをどう捉えるかとか、そういう基準になるようなツールが必要で、私はガイドブックが必要だと申し上げております。研修強化という中にそういう意味も込めていただきたい。何かツールを作っていただきたいっていうのが1点です。

それから 2 番目の多様なケアラーについては、業務に反映させるとおっしゃったんですけれども、ということは「C」ではないでしょうか。しかも多様なケアラーという文言がもう載っているわけですから、「その他」ではないだろうということで、ちょっと私は承認しかねます。

それから 3 番目のリーダー人材については、段階的にということでしたので、それが半年後なのか 1 年後なのか、これはもう早くやった方がいいということで、どの人材も本当に養成をしないと間に合わない状況になっています。ですので、本当に早く取り組んでいただければいいなと思っています。以上です。

石山委員長

堀越委員ありがとうございました。

ただいまのご提案も含めて、また事務局でご検討いただけれ ばと思います。

では他いかがでございましょうか。 平尾委員お願いいたします。

平尾委員

連合埼玉の平尾です。

ページでいくと 57 ページになります。

先ほどの前回から変更した点ということで、企業におけるケ

アラー支援体制の構築の中で、以前は企業や勤労者含めた形での数値から企業に絞った形ということはご説明をいただいて、理解をしているんですけれども、一方その勤労者への支援やセミナー等の目標というのは、どう解釈、そこから逆に削られたものについてはどこか、目標数値がどこかに出ているのか、或いは単純になくなったものなのか、もしなくなったのであれば、具体的に何か計画としては考えてないのかっていうのか。あと先ほどの「ビジネスケアラー」というキーワードが出たんですけれども、特にビジネスケアラーの言葉云々ではなくて、いろんな後ろの用語にもですね、他に若者ケアラーがなくて、いろんな後ろの用語にもですね、他に若者ケアラーがあったりと、何かこうケアラーに対する「〇〇ケアラー」がいくつもあって、もしかするとそのうち「シニアケアラー」というのも出てくるのかなと思ったりもするので少しそういった分類的な、定義みたいなものを書いてもらった方がわかりやすいかなと思いました。

以上です。

石山委員長

2点いただきましたけれども、1点目ご質問であろうかと思いまして2点目はご提案であるかというふうに思います。 それではですね1点目、勤労者のセミナーどうなのかということですけれども事務局いかがでしょうか。

事務局(篠原主査)

勤労者向けのセミナーなどについては数値目標としてはございません。ただ、取組としまして、77 ページに、勤労者に直接働き掛けるような取組も掲載しています。例えば、29 番の専門のアドバイザーだったり、30 番の電話相談、あとは33 番の企業の従業員に対して啓発をしていくというのは、新しい事業として考えているところです。

以上でございます。

石山委員長

ありがとうございます。平尾委員いかがでしょうか。

平尾委員

はい。ありがとうございます。

今後もちょっと具体的な実行の中でまたいろいろと確認をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

石山委員長

ありがとうございました。

廣澤委員、お待たせいたしました、お願いいたします。

廣澤委員

まず、今、平尾委員がおっしゃった件ですけども、実は経営者協会と連合埼玉さんで、毎年、活性化フォーラムっていうものをやっていまして、今回経営者協会が幹事の当番なんですけども、先般、県が作成した「キンタロー。と考えるビジネスケアラー」のセミナー動画を、遅くなったんですけどやっと先月ぐらい見まして、先般の平尾さんにご提案したのは労使が集う場で、動画に出演されていた NPO 法人の方に講師として来てもらって、経営者側もそうなんですけどもやっぱ働き手もそれぞれの立場で聞いてもらうことが必要と思って、そういう企画を 7 月に予定してします。労働局や県も共催ということで、加わっていただいていますので、お伝えして皆さんもよろしかったらご覧いただければと思っています。

あと私の方からの質問としてはやっぱり57ページのですね、 企業におけるケアラー支援のところですが、以前県の方から 埼玉県における企業の状況はどうでしょうかっていう質問い ただいたときに、私自身も多分今企業は、価格転嫁とかいろん なことに追われていて、多分ビジネスケアラーのところまで 手が回らないのではないかという話をした記憶があります。 ただ、その一方で、人手不足が企業にとって今最大の課題になっていまして、優秀な方を含めて、ビジネスケアラーが突然お 辞めになってしまうのは、相当の損失だと思います。私の当初 の認識は正しくなく、もっと早いピッチで企業にもその危機 感を認識してもらう必要があると思っています。

ついては、この3番のところの企業の2,000社というところなのですが、先ほどのご説明ですと大企業除く従業員数100人以上の企業2,000社とイコールですっていう話がりましたが、例えば2,000社じゃなくて、2,000社以上とか、さらにもっとアグレッシブな数字をですね、3,000だとちょっと大き過ぎるのであれば、「2,000社以上」というこの指標の7番の「こどもの居場所の数」がそういう表記になっているので、そういう形にされてみたらいかがかなと思います。

あと、セミナー等の「等」に何が含まれているかというのを、 もう一度教えていただければと思います。よろしくお願いし ます。

石山委員長

ありがとうございます。7月に実施される企画についての情報提供が1点、それから57ページにつきまして、人材不足という観点において、もっと速足に進める必要性があるというようなご提案。そして、「2,000社以上」という表記は可能であろうかということについて、これについてまた事務局の方からお答えをいただければと思います。

事務局(木村副課長)

ご質問のまず 1 つはですね「2,000 社以上」という目標設定を検討してはどうかというところですけれども、従来の私どもで設定しておりました目標は、企業の経営者向けセミナーの積み上げでもって一応算定はさせていただいたんですけれども、ターゲットとしております 100 人以上の企業だけに限定するわけではなく、もちろん参加していただける企業が多ければそれに越したことはございませんし、規模で切るわけではございませんので、福祉部と連携しながらこれ以上の数値設定が可能なのかどうかは検討させていただければと考えております。

もう1つビジネスケアラーに関するセミナー等の「等」なんですけれども、当初ですね私どもで従来やっておりましたセミナーを前提にしていたんですけれども、もう少し幅広にいろんな取組の中で企業経営者に向けて働きかけができるんではないかというところを含めて、ちょっと膨らませた表現になっております。どういった事業に膨らませていけるのかという部分については、引き続き各部で連携しながら検討させていただければと思っております。

石山委員長

ありがとうございます。

廣澤委員いかがでしょうか。

廣澤委員

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

石山委員長

ありがとうございます。

では、その他ご意見等いかがでございましょうか。

林委員お願いします。

林委員

2020 年に調査したときからまた今回の調査では状況が変わって非常にわかりやすくなったと思いました。あと計画の策定大変お疲れ様でした。先ほどのビジネスケアラーの件ですけども本学でも結構この問題が出てきておりまして 3 月には包括の職員さんに講義をしていただくようなプログラムも組んでおるところです。

この若者に対する調査について、私どもでも協力させていただいたんですが、多くの学生さんの協力ができなくて、大変申し訳なく思っているんですけども、やはり大学生の中でも若者ケアラーがいるということを感じているところです。多くの大学でキャリアセンターがつくられておりますので、キャリアセンターの職員への周知も提案していただきたいと思っています。

それから巻末に用語の解説が入ってわかりやすくなったなと思うんですが、逆にいろいろなものが出てきて、例えばこども家庭センターとか保健センターとかいろんな機関がありますが、利用する方々がどこに行ったらいいのか、複雑になってしまったかなと思っています。

それから次世代育成支援対策推進法では「くるみん」がありますけれども、男性育児休業等の宣言というものの違いであるとか、いろんな用語が出てきたので、整理できないかなということとわかりやすく提示できないものだろうかと感じたところです。

以上になります。

石山委員長

林委員ありがとうございます。

大学のキャリアセンター、ここについても周知をしてはどうかというご提案をいただきました。また巻末の用語の整理のところですね、わかりやすさというところについてのご意見でございます。

事務局いかがでしょうか。

事務局(宮下課長)

キャリアセンターについての周知については、今回若者ケア ラーも支援の対象として、計画な中に新たに明記をさせてい ただきました。例えば、キャリアセンターの方を研修の対象に するとか、周知に協力してもらうとか、いろいろあると思いま すので、そちらの方は工夫をして取り組んで参りたいと思い ます。

また、巻末の言葉の整理については、確かにいろいろあってわかりにくいというのもありますので、わかりやすいような形での整理を心がけたいと思います。

以上でございます。

石山委員長

林委員いかがでしょうか。

林委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

石山委員長

ありがとうございます。

それでは他いかがでしょうか。

滝澤委員、そのあとに澁谷委員にお願いしたいと思います。

滝澤委員

基本計画のページで言いますと、73 ページからの目標 3 地域 におけるケアラー支援体制の整備のところですが、共助的な ケアラーが孤立しない地域づくりという内容になっておりま す。

これまでの周知や条例のご案内や各種イベントで、小さな単 位ではありますが、地域でサロンや、民生・児童委員などの研 修、地域包括の方々との研修などに参加している立場として、 本当に少しずつですが、あらゆる場面で 73 ページに書いてあ ります介護者サロンを立ち上げる、こども食堂を支援すると いった活動が広がってきたと感じています。そういった中に 先ほどのご議論でもありましたが、そういう場の方々が、一 歩、半歩でいいので、研修リーダーになれるような人材育成に ついてをお願いをしたいと要望を申し上げたいと思います。 この共助的なところに関して、文言は、1つ1つ読むと大変納 得できるものではありますが、実際に小さなコミュニティの 中で具体的に学ぶ際には、先ほどの林委員と同じことになっ てしまうと思いますが、基本計画が 6 年度からスタートする にあたって、コミュニティの中で、どういうものが社会資源 で、どういうところに繋がっていて、社会全体でケアする、い ろんな方々が守られていきますというようなものを希望して

います。それをもとに、自分たちの中でも発信をしていくひと つになればいいと思います。 質問というよりは希望になりま すが、よろしくお願いいたします。 以上です。

石山委員長

滝澤委員ありがとうございます。

ケアラーが孤立しない取組ということで小さなコミュニティが様々ありますけれども、そうしたところの方々が研修リーダーとなれるような、このような形を改めて要望しますということでございました。

事務局いかがでしょうか。

事務局(宮下課長)

ありがとうございます。

こちらについては介護者サロンということを 1 つの例に出して取組として挙げさせていただきましたけれども、介護者サロンについては、立ち上げだけでなく、運営するにもいろんなスキル、ノウハウ必要だと思います。当課としてはそういうことを身につけるような研修も実施しているところでございます。そのような研修を通じて、地域でリーダーになっていただけるような方が出てくるかなというふうに思っておりますので引き続き取り組んで参ります。

以上でございます。

石山委員長

滝澤委員いかがでしょうか。

滝澤委員

はい。よろしくお願いいたします。

石山委員長

ありがとうございます。

滝澤委員のおっしゃるように、地域でしっかりと守られてい くような体制ができることを望みたいと思います。

それでは、お待たせしました。澁谷委員、お願いいたします。

澁谷委員

まず相談対応に際しての課題のところです。例えば 46 ページ、 学校のところに出てくるんですけれども、真ん中あたりに「相 談内容に応じた支援機関や地域資源などのつなぎ先を把握で きていない」というのがあります。 「どこにつなげればいいのかわからない」ということは、おそらくいろいろなところで課題として感じられているのではないかと思うんですけれども、一方で、「一覧にするとわかりにくい」っていうのも出てきてしまうので、ちょっと難しいところでもあります。やはり情報更新しながら、「いざとなればこれがある」っていう一覧リストを作った上で、それを例えば、子どもとか外国人とか、忙しい人が介護の合間でさっと見たときにも、ある程度わかるような、ポイントを押さえた情報提供の仕方も、今後、必要になってくるのかと思います。一覧を作った上での、わかりやすいつなぎ先の情報提供のあり方です。

時間というのがすごく資源になってくる中で、いかにコストパフォーマンス、タイムパフォーマンスを考えながら、効率よく情報がきちんと伝わるかっていうところを考える必要があるのではないかと思っています。

あと、もう1つ、49ページの図 48の「あったら良い取組」のところで一番に来ているのが、「ヤングケアラー向けの相談窓口」ということになります。ただ、このヤングケアラー向けの相談窓口について、学校がイメージしているものって、必ずしも「市役所でこの相談窓口を設けました」っていうのと違っている可能性があるんじゃないかと思っています。相談窓口というのが具体的に子どもが行けるようなところをイメージしているのかとか、少し聞き取りをしてみると良いかもしれません。せっかく学校側の問題意識がここまで出てきているので、それを具体的に「じゃあ、どうすればいいのか」っていうところに落とし込んでいくことが、もう一歩できるのではないかと感じたところです。

それからあともう1つ、最後になりますけれども、企業向けセミナーにおいて、私は「ダブルケアラー」の説明をしていくことがとても大事になってくるのではないかと思っています。今は「子育てというのはもう自分は関係ない」と思う人が多数派になっているのではないかと思うんですけれども、子育てを終えた方と今子育て中の方では、やはり状況がかなり違ってきます。例えば、上の世代の方ですと、「親が無理でも親戚が面倒見られるだろう」というようなイメージを持っておられる方が結構いらっしゃると思うんですけれども、若い世代

では、兄弟が少なかったり、或いは共働きだったり、親戚がい ても遠くにいたりしてですね、あまり親戚同士の助け合いが かつてのように機能していないところもあります。介護とい うのはより多くの人が自分の身に置き換えて考えるようなイ メージがあるんですけれども、子育てというのがごく限られ た人みたいなイメージになってしまうと「自分とは関係ない」 というふうになります。ただ、人材育成ということで考えます と、確かに短期的な介護離職を防ぐことも大事なんですけど も、次世代が育たない状況になっているのが、今の働き方だと 思うんですよね。そういう意味で、若い世代の男性も女性も、 働きながら、もしかしたら介護もしながら、子育てをしていく というときにですね、そのことに対する理解がどうしても世 代間ギャップがとても大きい。そういうところの情報をアッ プデートする上でも、この企業向けのケアラー支援のいろい ろなセミナーにおいて、「ダブルケアラー」ということをもっ と一般に広く知られていくようにすることが、結果として日 本社会を活性化することにもなるんじゃないかなというふう に感じました。

どうぞよろしくお願いいたします。

石山委員長

ありがとうございます。澁谷委員から3点いただきました。 46ページのつなぎ先がわからないという結果について、解説 でありますとか、つなぎ方も含めてですね、つなぎ先とつなぎ 方の情報提供の仕方、あり方っていうところまで含めた形で、 何らか整理が必要ではないかということ。

それから 42 ページのヤングケアラー向けの相談窓口、各機関の方々がイメージしているもの、子どもたちがイメージするものについて確認をして、ヒアリングしてみてはどうかというご提案。

そして 57 ページの企業向けセミナーについてはダブルケアに ついて触れる必要があるんではないかというこの 3 点でござ いましたけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局(宮下課長)

まず 1 点目の相談内容に応じた支援機関や地域資源、つなぎ 先を把握できてない。こちらについてでございます。

委員の皆様にご案内のとおり、埼玉県では、教育福祉合同研修

という特徴のある研修を行っているところでございます。

市町村の福祉担当課の職員と教育関係の職員が一緒になって、事例を検討しまして、どんな形の支援ができるかどうか、どんなところにつなげたらいいかと、こういうような研修をやっているところでございますが、委員からお話のあったとおり、様々なケースがあって、つなぎ先もいろんなケースがあると思います。そちらをわかりやすくというのがどこまでできるかという問題はあるんですけれども、具体的に例示を挙げながらお示しすることはできますので、研修の中で少し整理をするようなことができればと考えております。

2点目、ヤングケアの相談窓口の関係です。こういうものがあったらいいなということを学校側にヒアリングをというお話かと思います。

県では、昨年度から LINE による相談を受けておりまして、毎月 10 人ぐらいの方からチャットでのご相談があるというような状況でございます。

こちらも 1 つの気軽に相談できる相談窓口なのかなというふうに思っているんですけれども、1 歩踏み込んで、こういうものでいいのかどうかということを確認、検証しつつ、しっかりニーズを把握した上で、新たな取組について、可能性を検討していきたいというふうに思っております。

最後のダブルケアの周知についてですが、多様な働き方推進課の方が入っていますけれども、こちらの方では、介護に限らず、多様な働き方ということで、ダブルケアや子育てについても、いろんな形でセミナー等を実施しておりますので、そちらの方とも連携をしながら、さらに周知が進むように取り組んで参りたいと思います。

以上でございます。

石山委員長

ありがとうございます。澁谷委員いかがでしょうか。

澁谷委員

ありがとうございます。

特に子育てというものが、個人に任されすぎてしまった結果、 みんな子どもを産みたくないという状況が生まれてきてしま っています。ここはやはり他人事ではなく、どういうふうにし たら、家庭で子どもを育てるということが苦しくなくみんな でやっていけるのか、かつて親戚がいたようなころのネットワークを意識して作っていけるのか、ということがあって、その時に職場というのが多くの人が頼りにできるところになってくると考えています。人は職場でたくさんの時間を使うからです。自分の友人とかも、そこの職場にいたりする。そういう中で、やはり働き方というところで、いかにその個人のパフォーマンスを上げていくかということに繋がると思いますので、そこにぜひ子育てということを入れて、ケアを考えていくってことは大事になるかなと思っております。以上です。

事務局(木村副課長)

事務局(木村 | 発言よろしいでしょうか。

石山委員長

はい。お願いいたします。

事務局(木村副課長)

恐れ入ります。先ほどのダブルケアの問題について、澁谷委員の発言は大変貴重なご意見だと思います。私ども介護で離職しようかどうか悩んでいる従業員の方からの相談窓口というのを持っておりまして、専門の者が相談を受けています。実際に介護で悩んでいる方からのご相談には、介護単独で悩んでいるというのは実は少なく、同時に子育てもやっているんだけどどうしようかとか、こういうお悩みを結構多くいただいております。そういう意味では先ほど事務局の宮下課長からもお話ありましたとおり、セミナーの中でこういったダブルケアの視点というのを取り入れてやって参りたいというふうに考えております。貴重なご意見、誠にありがとうございます。

石山委員長

ありがとうございました。

私からも情報提供でございますけどれども、厚生労働省で現在作っているケアラー向けのものですけれども、それについてはダブルケアラーに関するもの、それから居所に関するもの、同居、近居、遠居というところの住まいのところも、かけ合わせる形で作っているというものがありますので、ご参考にお伝えいたします。

それではいかがでしょうか。

それでは、恐れ入りますが、ご発言のない委員については、当 方からお名前呼ばせていただきますので何かご意見、ご質問 等いただければと思います。

田中委員いかがでしょうか。

田中委員

感想なのですが、パブリックコメントの県民からの意見提案 のところで、Aという評価がなかったのは非常に残念だったか なと思います。意見提案の中で先ほどからビジネスケアラー についてのご意見が多く出ていたんですが、私もここのとこ ろが少し引っかかりまして、2番と24番のところでビジネス ケアラーについてのコメントがあるんですが、私、2番につい ては、すごくストンと落ちるんですよね。ビジネスケアラーと いう表現が、国の政策の中で、骨太の方針の中で載っていると いうことは、それはそれでよろしいかと思うんですが、なんか イメージとしては、やっぱり会社、大企業とかね会社のイメー ジが強すぎて、いわゆる働く介護者という意味では、ワーキン グケアラーの方が、やはりすっきりするのかなという印象を 持つんですね。ワーキングという言葉の次に続く言葉として ワーキングプアというのに悪いイメージの表現もあるので、 あんまりこう使いたくないのかなという印象もあるんです が、ビジネスケアラーですと、何かビジネスとして、商売とし てケアラーをやっているような印象を受けます。よくよく説 明をしないと、よくわからない。普通の人たちからすると、よ くわからない表現ですよね。企業が作った造語というような 意見もありますが、もう少し埼玉県として独自の働く人たち の介護者に対する思いとして、もっとわかりやすい表現を積 極的に県、国からの指導とか、国からの政策をやはり受け入れ るということも大事なことなんですが、やっぱりその辺のと ころは少し工夫があってもよかったのかなっていう印象を持 ちました。

もう1点が、全体の会議の開催方法についてなんですが、計画とはちょっと別物なんですが、開催通知から開催日までちょっと時間がなかったような気がするんですよね。もう少しゆとりを持って通知を知らせていただけると大変ありがたいかなというふうに思います。と、同時に、できれば大事な会議と

いうのは対面開催でやっていただいた方が、より議論が活発になって、充実した意見が出てくるような気もします。ある意味、会議だけではなくちょっとした意見交換もできるチャンスもありますので、その辺のところは、今後の会議の開催方法について少し考えていただければと思います。以上2点です。

石山委員長

ありがとうございます。

ビジネスケアラーという用語に関すること、それから会議の 開催方法ということで、事務局からいただければと思います。

事務局(宮下課長)

ありがとうございます。

ビジネスケアラーの言葉については、先ほどのご説明でご回答させていただいたとおりなのですが、県の考え方としましては、ビジネスケアラーという言葉が骨太の方針で国の方で使われていると。あともう 1 点は、報道等がなされている中で、皆様の耳に少し馴染んでいるような言葉でもあるということが理由です。かといって、今ご指摘のあったような大企業の方だけが対象とか、そういうことはございませんので、言葉としてはそういう形で使わせていただいていますが、働きながら介護をしている方すべての方に対して何らかの支援をという形を考えていますので、ご理解をいただければと思います。

あと 2 点目の会議の開催の通知に関しては大変申し訳ございませんでした。おっしゃるとおりだと思いますので、なるべく早めに決まった段階でお知らせできるように、改善、対処していきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

石山委員長

今後、ご検討いただければというふうに思います。 それでは、花俣委員いかがでしょうか。

花俣委員

ありがとうございます。

今年は1月1日に認知症基本法が施行ということになりましたし、その中には自治体等における第9期介護保険事業計画等で認知症施策に関する計画を立てるという責務も明記されていたりするところですので、今当会においても、改めて認知

症介護に特化した家族支援、或いは支え手の支援というのは 一体どういうものなのか何が求められるのかということを何 回も何回も繰り返し議論しているんですけれども、1 つにまと めたものをなにか社会に発信できないかというところを今検 討している真っ只中です。

実際に介護をめぐる社会の在り様というのが大きく変化してきた中で、本当にたくさんの課題が出てきたなということも実感していますし、老老や独居が増えたということだけではなく、例えばヤングケアラーの存在であるとかダブルケアラーとか、或いはビジネスケアラーやら、そういった多様なケア者が非常に多くなってきている中で、今日の企業の取組、企業に対する理解、普及のための取組、両立支援ができるように介護休暇とか休養がきちっと取れるようなそういう流れを作る一助となるような取組であるとか、或いは全体を通していわゆるそのケアを実際に直面している方たちのニーズをまず把握して、そしてそういうニーズを施策に反映させていく流れというのも、垣間見えてきたような気がいたします。

まさに社会の在り様も問われている。それこそ互助だ共助だということをあんまり強調されると公的支援がきちっとした前提になっての互助共助というふうに私たちはずっと考えてきたんですけど、ただここまで来ると、共助をというのも非常に重要になってきたなというふうに思っていますので、そういう意味では、求められるのは地域づくりでもあるのかなというふうに考えています。ケアラー支援条例ができて、埼玉県では少しずつではありますけれども、全体を俯瞰しながら、特定のケアに偏ることなく、ケアと向き合ってる方たちのための支援が今後も進んでいくことに期待したいなと思っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

石山委員長

幅広い視点からのご意見ありがとうございました。引き続き よろしくお願いいたします。

それでは土屋委員いかがでしょうか。

土屋委員

土屋ですよろしくお願いします。

まず57ページのビジネスケアラーの支援体制の構築のところ

の、地域包括の認知度の目標が 70%っていうふうになってい るんですけれども、これ県政サポーターの方で現状 43.7%と いうことで、実際の私たちが現場で感じてる認知度よりも、認 知度が高いなと思っていて、実際は包括の認知度ってもっと 低いと思っているんですけれども、この 70%っていう目標を どのように達成していくお考えなのかというのをお聞かせい ただきたいのと、この 30 代から 50 代以外のところでもやは り包括の認知度ってやはりまだまだ皆さん必要のないときに はあんまりこう関心がないっていうのもあるのと、私たちの 広報不足ってのももちろんあると思うんですけれども、30代 から50代以外の方たちへの包括の認知度っていうところもや はり上げていっていただきたいなっていうところと、公的支 援っていうその介護保険を使うっていうふうになっていくと 思うんですけれども、やはり介護の実際の現場で今ヘルパー さんの不足ですとか事業所の不足ってのもかなり出てきてい るので、そのあたりの整備が進んでいかないと、相談に繋がっ た方がいいんだけれども、実際どうしていこうかっていう時 にサービスがないっていう事態が、本当にここ数年で、加速し ているっていうのを感じているので、このあたりもあわせて ご理解いただいていた方がいいのかなっていうのをすごく感 じています。

以上です。

石山委員長

ありがとうございます。

地域包括の認知度について、70%をどのように達成していくのかっていうこと、これはやはり行政と地域包括と、様々なところの共同作業になっていくというふうに思いますけれども、これについての行政としての意見をお聞きしたいということですね。

それから、実際にこのケアラーの支援を行っていくためには、ケアを受ける方の支援体制というものがしっかりと整備されているってことが重要なのですけども、この辺り、実際にヘルパーの不足っていうのも有効求人倍率15倍というふうに言われています。この辺りについて、状況についても、ご理解をいただくようなことが必要だということでございました。

まず特に1点目のことについて70%達成についての行政側の

観点としての、ご質問ございましたのでいただきたいと思います。 事務局お願いいたします。

事務局(篠原主査)

ケアラー支援条例ができまして、ケアラー月間等、様々な広報 啓発ということで、当初ケアラーヤングケアラーの認知度の 向上というのを目標に様々な媒体を使って広報して参りまし た。

当然、地域包括支援センターの認知度を上げていくにあたっても同様の方法は考えられますし、あとやはり企業を通じてというところが肝になってくると考えております。

行政側の広報というのは、例えば広報誌に載せるとか、ホームページに載せるとかというところで、なかなか普段働いている方の目に届くような場所で広報できてないと考えております。企業を通じて、普段働いている場所で広報啓発をしていくことによって、いわゆる現役世代の方々の認知度っていうのが上がっていくのではないかと考えております。もちろん包括でも、周知を引き続きして協力してやっていただきたい、チラシとか広報媒体も作っていきたいと思ってますので、ぜひご協力の方をお願いいたします。

藤岡委員

藤岡です。

今の土屋委員の 2 点目の方なんですけれども、包括の認知度を上げてった上で、やはり今人材不足ですとか、あと必要な施設、そういったところをですね、考えていって欲しいというようなご意見を賜りました。事務局的な答えで大変恐縮なんですけれども、本日担当課が出席しておりませんので代わりに答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございまして、やはり介護に関わる人材不足というのが本当に大きな課題になっておりまして、私どもも関係団体のご協力のもと、介護の仕事の魅力のアップですとか、あとは人材確保に関わる様々な取組の方を進めておるところでございます。引き続きそういった取組を進めるとともに、必要な施設等の整備の補助、それから助言指導等も含めて検討して、さらに推進を図っていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご協力の方よろしくお願いいた

します。

以上でございます。

石山委員長

ありがとうございます。 土屋委員いかがでしょうか。

土屋委員

ぜひ人材の確保は本当にお願いしたいところなんですが、あと介護保険制度もそうなんですけどやっぱり住民の方に聞くと、こういう計画とかもそうですけど、なかなか皆さんにストンとわかるようなものがないので、ケアラー支援条例や計画があるというのを、市民、県民の方皆さんにわかりやすく、ぱっと見てわかる何かっていうのを作っていただくと、そういうのが浸透していくのかなと思うので、希望としてお伝えさせていただきます。

石山委員長

はい。事務局の方で要望として、ご検討いただければと思います。 ありがとうございました。

それでは豊田委員お願いできますでしょうか。

豊田委員

今回の支援計画案について、事務局の皆様はじめ、本当にありがとうございました。これについて現時点で質問や意見等は特にありませんが、学校の立場として少し感想も含めてお話をしたいと思います。教育に関する具体的な取組が教育局の担当課から各学校に示されています。これは、ヤングサポートクラスという取組で、内容としては児童生徒が元ヤングケアラーの方から直接話を伺ったり、相談や交流ができたりするもので、貴重な機会となっていると思います。各学校の状況も違いますし、各学校の判断にもよりますが、今後こういうものを積極的に取り組んでいくことも大切ではないかと考えます。

石山委員長

学校の現場からの感想、大変貴重なご意見でございます。ありがとうございます。今後とも積極的にぜひ進めていただければと思います。

それでは、若林委員お願いできますでしょうか。

若林委員

若林です。途中回線のトラブルで、退席していたような状況もございまして流れをちょっと把握できてないところもあるんですけれども、計画としては、大変ご尽力されたっていうことがあって、素晴らしいのではないかと思います。特にご意見というのはないんですけれども、お話の中で、どこからがケアラーなのかわからないというような意見があったり、あとは、相談受けても繋ぎ先がよくわからないというような、アンケーをは思っておりまして、我々も周知啓発や SNS の活用でなとは思っておりまして、我々も周知啓発や SNS の活用ですなとは思っておりまして、我々も周知啓発や SNS の活用で発していくところがあるのかなと感想として持ちました。ダブルケアのお話もありましたが、確かに今、核家族とか、兄弟等もおりませんし、地域力が落ちてきてるっていうお話もございますので、そこは注視していくようなところなのかなとも思いました。

以上でございます。

石山委員長

若林委員、ありがとうございました。

それではですね最後に藤岡委員にいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

藤岡委員

本当に皆様方にご協力をいただいて何とかここまで来ることができたと考えております。第2期の計画ということで、第1期の計画を進めながら第2期の計画を皆様方とともに一緒に作ってきたと感じております。

その中でいろいろ、先ほどのお話もありましたように、認知症基本法ができたり、あと医ケア児法などの中でも家族への支援が明記をされたりとか、あと、特にヤングケアラー中心に国の補助制度ができていったり、各都道府県の方でも埼玉県だけでなくいろいろな取組を進んできた、いろんな動きがあったかと思います。また、ご案内のように育児介護休業法の改正の動きがあり、これも改正案ですと、企業に対して、介護等についての周知を徹底するような内容になっていると聞いております。そのほか、ヤングケアラーについても子ども・若者育成支援推進法の中で定義づけに繋がるようなものが出てきそうな提案もされていると伺っておるところでございます。こ

ういった形で皆様方の本当にご尽力のおかげで、ヤングケア ラー、ケアラー、また若者ケアラーも含めてですけれども、支 援の動きが本当に大きくなってきたところは、本当に素晴ら しいことかなと思っております。まだいろいろ足りない点も 多々あると思いますので、また皆様方にご意見賜りながら、一 緒に考え、一緒に支援していければなというふうに思ってお ります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

石山委員長

ありがとうございました。

そろそろお時間もございますので、意見交換については終了 させていただきたいと思います。委員の皆様方からいただき ました貴重なご意見ご提案等をぜひまた事務局の方でご検討 いただけるかと思います。

今後の計画案につきましては事務局におきまして、県議会に 報告の後、案を確定するという運びになります。

今回いただきましたご意見への対応については、委員長であ ります私と事務局に一任をいただくということでよろしいで しょうか。

(一同同意)

石山委員長

はい。ありがとうございます。

それでは次に、「2 議事」の2つ目、「令和6年度当初予算案 におけるケアラー支援関連事業」につきまして事務局からご 説明お願いいたします。

事務局

(令和6年度当初予算案におけるケアラー支援関連事業につ いて説明)

石山委員長

ご説明ありがとうございました。

残りの時間が限られております中で大変恐縮ではございます けれども、ご意見ご質問等ございましたら頂戴したいと思い ます。いかがでしょうか。

澁谷委員

澁谷です。

教育の場で、高校生に対して、地域包括支援センターっていうのがあるよっていうことをお伝えすることは、保護者にも話が届いてく可能性がありますので、ぜひというふうに思います。以上です。

石山委員長

今のご提案について是非ともよろしくお願いいたします。 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 本日予定されておりました議事は以上でございます。

次に、「3 その他」として事務局から連絡事項はございますでしょうか。

事務局(宮下 課長)

事務局(宮下│特にございません。

石山委員長

皆様大変今日は活発なご意見いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたしたいと思います。

事務局(篠原主査)

ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年度第4回埼玉県ケアラー支援に 関する有識者会議を閉会させていただきます。

また、本日の議事録につきましては事務局において作成後、確認をお願いしますのでよろしくお願いします。